

## 横浜市食品衛生表彰基準 読替え表（令和5年度適用）

※ 令和5年度については、推薦基準の下線部を読み替えて運用してください。

現 行	令和5年度
<p>(推薦基準)</p> <p>第3条 表彰対象者の推薦基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生最優秀施設 施設が特に優秀であり、他の模範とすべき施設であって、次の各号に該当すること。 ただし、過去において同一表彰を受けた施設は除く。 ア 表彰年度4月1日現在、営業者の現在地における営業年数が5年以上であること。 イ 表彰年度4月1日現在、対象となる施設が建築後営業を開始してから3年以上を経過していること。 ウ 過去1年間における食品衛生監視票による採点成績の平均値が <b>90点以上</b>であること。 エ 現在（推薦する時点）、秀級施設であること。 オ <b>横浜市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準に関する条例</b>を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。 (ア) 食品衛生責任者が、<b>食品衛生責任者指定講習会</b>を年に1回以上受講していること。 (イ) 従事者の検便を定期的実施していること。 カ 表彰年度を含む過去3年の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>(推薦基準)</p> <p>第3条 表彰対象者の推薦基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品衛生最優秀施設 施設が特に優秀であり、他の模範とすべき施設であって、次の各号に該当すること。 ただし、過去において同一表彰を受けた施設は除く。 ア 表彰年度4月1日現在、営業者の現在地における営業年数が5年以上であること。 イ 表彰年度4月1日現在、対象となる施設が建築後営業を開始してから3年以上を経過していること。 ウ 過去1年間における食品衛生監視票による採点成績の平均値が <b>85点以上</b>であること。 エ 現在（推薦する時点）、秀級施設であること。 オ <b>食品衛生法施行規則第66条の2</b>を遵守することに加え、次の事項が遵守されていること。 (ア) 食品衛生責任者が、<b>食品衛生責任者実務講習会</b>を年に1回以上受講していること。 (イ) 従事者の検便を定期的実施していること。 カ 表彰年度を含む過去3年の間に、食中毒の発生や、食品衛生関係法令に基づく行政処分を受けたことがないこと。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>